

新しいセーフティネット

B 住宅手当



制度の趣旨

「住宅手当」は、離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方または喪失するおそれのある方を対象として、住宅の確保（住宅喪失の予防）及び就労機会の確保を支援することを目的とした制度であり、地方自治体とハローワークによる支援を受けながら、地方自治体から賃貸住宅の家賃のための支給を受けることができるものです。

申請窓口

住宅手当の申請窓口は、現在の住所（住居のない方は新しく賃貸住宅を確保しようとする地域）を管轄する地方自治体です。具体的には、市・特別区、町村（福祉事務所がある町村の場合）、都道府県（福祉事務所がない町村の場合）の住宅手当担当窓口です。

支給の条件

1 支給の対象者

住宅手当は、次の要件のすべてに該当する方が対象となります。

- ①2年以内に離職した方
- ②離職前に、自らの労働により賃金を得て主として世帯の生計を維持していた方
- ③就労能力及び常用就職の意欲があり、ハローワークへ求職申込みを行う方
※手当支給期間中は、常用就職に向けた就職活動（ハローワークへの求職申込み）と月1回以上の職業相談、及び自治体での月2回以上の面接支援が必要です。
- ④住宅を喪失している方または喪失するおそれのある方（喪失するおそれのある方は下記⑤及び⑥の要件に該当し、賃貸住宅等に入居している方）
- ⑤原則として収入のない方。一時的な収入がある場合には、生計を一つとする同居の親族の収入の合計が次の金額以下であること
単身世帯：8.4万円 複数世帯：17.2万円
- ⑥生計を一つとする同居の親族の預貯金の合計が次の金額以下であること
単身世帯：50万円 複数世帯：100万円

- ⑦国の住宅喪失離職者等に対する雇用施策による貸付または給付、自治体が実施する類似の貸付または給付等を受けていない方

2 支給額・支給期間

住宅手当の支給額は、地域ごとに定められた生活保護の住宅扶助特別基準に準拠した額を上限とします。
（例：月53,700円（東京都23区・単身者））
支給期間は最長6ヶ月間です。

- ※住宅手当の対象となる方は、原則として総合支援資金貸付を併用できます。
- ※ただし、雇用保険（失業等給付）、就職安定資金融資、年金等の他の公的給付・貸付を受けることができる方は、総合支援資金貸付の利用はできません。
- ※また、住居のない方が総合支援資金貸付を利用する場合、必ず住宅手当を併用する必要があります。

支給の手続きの流れ

住宅手当の支給を希望される方は、まず地方自治体の住宅手当担当窓口にお越しになり、相談の上で手続きの説明と用紙の交付を受け、次の書類を整えて支給申請をしてください。

- ㉑ 「住宅手当支給申請書」(縦4cm×横3cmの顔写真を添付。用紙は各自治体の窓口で交付します。)
- ㉒ 本人確認書類
- ㉓ 2年以内に離職した者であることが確認できる書類の写し
離職票等がない場合は、例えば、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者であることが確認できる何らかの書類
- ㉔ 本人及び生計を一つにしている同居の親族のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し
給与明細等(給与明細のない場合は給与振込のある金融機関の通帳の写し等)
- ㉕ 本人及び生計を一つにしている同居の親族の金融機関の通帳等の写し
- ㉖ 「住宅手当・総合支援資金貸付連絡票」または「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」、及び「求職受付票(ハローワークカード)」の写し(ハローワークが発行します)
- ㉗ 印鑑

左記 ㉖ の書類は、ハローワークにおいて、求職申込みをした上で発行を受けるものですが、自治体窓口へ出向く前に発行を受けることも可能です。



次に、住宅を喪失している方の場合は、不動産業者に赴いて入居希望住宅を探し、持参した「入居予定住宅の状況通知書」に必要な事項を記入してもらい交付を受けます。これを自治体窓口へ提出すると「住宅手当支給対象者証明書」が交付されます。



その後、不動産業者にこの証明書を提示し敷金・礼金等を支払って、住居の賃貸借契約を結び入居していただきます。



自治体窓口へ契約書の写し等必要書類を提出すると、「住宅手当支給決定通知書」が交付され、自治体より入居住宅の貸主等に住宅手当が振り込まれることとなります。

なんでもメモ

Blank lined area for notes.

住宅手当支給申請書

私は、住宅手当の支給を受けたいので、必要書類を添えて、申請します。

(写真貼付)

申立事項について相違ありません。
誓約事項及び同意事項について同意します。

様

平成 年 月 日

フリガナ

氏名 _____ 印
生年月日 _____
電話番号 _____

申立事項

1 2年以内に離職したこと

離職時期	
離職した事業所	

2 離職前に主として世帯の生計を維持していたこと

離職前の雇用状況等、世帯の生計を維持していた状況	
--------------------------	--

3 次の(1)又は(2)のいずれかに該当していること (いずれか該当する方に記載)

(1) 住宅を喪失していること

喪失した住宅の状況	喪失の時期	
	喪失住宅の住所	
現在の状況	住宅喪失後の状況	
	現在の居所	

(2) 住宅を喪失するおそれがあること

現在の住宅の状況	現在の住所	
	住宅の貸主等	
	現在の収入状況等、住宅喪失のおそれがある理由、状況等	

4 本人及び生計を一とする同居の親族の収入及び預貯金が次のとおりであること

申請者及び親族の状況						合計
氏名						
続柄	本人					
性別						
年齢						
収入(月額)	円	円	円	円	円	
預貯金	円	円	円	円	円	

※継続就労者について直近3ヶ月の平均月収入を記載する。失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。

誓約事項

- 1 申請内容について偽りがあった場合、既に支給された手当の全額又は一部について返済する義務を負うこと
- 2 常用就職の意欲があり、常用就職に向けた就職活動を行うこと
具体的には、受給期間中、次の①及び②を行うこと
 - ① 毎月1回以上、公共職業安定所へ出向いて職業相談を受けること
 - ② 毎月2回以上、各地方自治体の住宅・就労確保支援員等による面接等の支援を受けること

同意事項

- 1 申請者の個人情報、住宅手当の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲内で、〇〇区役所(本庁)、〇〇事務所、〇〇公共職業安定所及び〇〇社会福祉協議会の間で相互利用されること
- 2 本手当は、住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座へ振り込まれることにより、申請者に対する支給となること
- 3 本手当の支給決定後、申請者の賃貸住宅への入居の状況について、訪問確認することがあること
- 4 本手当の支給決定後、誓約事項2の就職活動を怠る場合は、本手当の支給が中止されることがあること
- 5 本手当の支給決定後、常用就職したことにより、収入基準額に住宅手当支給額を加えた額を超える月収入が見込まれる場合は、本手当の支給が中止されること

添付書類

- 1 本人確認書類 : 運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、住民登録証明書、戸籍謄本等のいずれかの写し
- 2 離職関係書類 : 2年以内に離職した者であることが確認できる書類の写し
- 3 収入関係書類 : 本人及び生計を一にしている同居の親族のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し
- 4 預貯金関係書類 : 本人及び生計を一にしている同居の親族の金融機関の通帳等の写し

追加提出書類

- 1 求職申込み関係書類
公共職業安定所から交付を受けた求職受付票
- 2 入居(予定)住宅関係書類
 - (1) 住宅を喪失している者の場合
不動産媒介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書(様式2号)
 - (2) 住宅を喪失するおそれのある者の場合
貸主等から交付を受けた入居住宅に関する状況通知書(様式2-2号)

あなたに当てはまるのは

A 就職安定資金融資とB 住宅手当のどちら？

A 就職安定資金融資 と **B 住宅手当** はどちらも、住居のない求職者の方が利用できる、住宅と就労の確保のための支援制度ですが、どちらがあなたに当てはまるか、次のチャートでチェックしてみましょう。

1 次のすべてに当てはまりますか？

- ① 離職して2年以内である
- ② 就労能力と常用就職の意欲があり、そのための就職活動をする
- ③ 離職前に主たる生計維持者だった

いいえ

「就職安定資金融資」と「住宅手当」のどちらの要件も満たしません。その他に利用できる支援策がないかどうかハローワークへご相談ください。

はい

2 今回の離職について、国または地方自治体が行う離職者等に対する住宅・生活支援のための貸付・給付制度を利用したことがありますか？

- ① 住宅手当の利用をしたことがある
- ② 就職安定資金融資、就職活動困難者支援事業、住宅手当、訓練・生活支援給付金、長期失業者支援事業、生活保護または地方自治体の類似の貸付・給付制度を利用中

①②どちらかに該当

2の答えが①に該当

今回の離職について住宅手当を複数回利用できません。また住宅手当のあとに就職安定資金融資は利用できません。

2の答えが②に該当

他の支援策と同時に併用することはできません。現在の支援の利用が終了したとして再検討してみましょう。

①②どちらでもない

3 次のすべてに当てはまりますか？

- ① 事業主都合により離職（解雇、雇止め等）
- ② ①の離職から1年以内
- ③ ②の離職に伴って住居を失った
- ④ ③の失った住居は、社宅・社員寮または自分が借りていた賃貸住宅
- ⑤ 預貯金・資産がない、年金受給中でない
- ⑥ 今回の離職について総合支援資金貸付を利用していない
- ⑦ 就職安定資金融資を利用したことがない

※ただし、離職により入居権利を失う社員寮等に入居している方で、解雇通告等を受けて1ヶ月以内に仕事と住居の双方を失うことが決まっている方は、①～④に該当することとします。

はい

「就職安定資金融資」の貸付要件を満たします。

▶6～8ページをご参照ください

労働金庫の貸付不承認等で「就職安定資金融資」を利用できない場合

いいえ

4 次の両方に当てはまりますか？

- ① 収入がない
(一時的な収入のある場合は、生計を一つとする)
(同居の親族の収入の合計が次の額以下)
単身世帯：月8.4万円 複数世帯：月17.2万円
- ② 生計を一つとする同居の親族の預貯金の合計が、次の額以下
単身世帯：50万円 複数世帯：100万円

はい

「住宅手当」の支給要件を満たします。

▶10～11ページをご参照ください

いいえ

「就職安定資金融資」と「住宅手当」のどちらの要件も満たしません。その他に利用できる支援策がないかどうかハローワークへご相談ください。